

平成20年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年3月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告・平成20年1月分
 - 2) 随時監査の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 1号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情について
- 第 6 陳情第 2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について
議案上程（説明）
- 第 7 議案第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第 8号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について
- 第 9 議案第 9号 字の区域の変更について
- 第10 議案第10号 市町界の変更について
- 第11 議案第11号 町道の認定について
- 第12 議案第12号 町道の廃止について
- 第13 議案第13号 美郷町課設置条例の一部改正について
- 第14 議案第14号 美郷町手数料条例の一部改正について
- 第15 議案第15号 美郷町特別会計条例の一部改正について
- 第16 議案第16号 美郷町水環境保全条例の制定について
- 第17 議案第17号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第18 議案第18号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19 議案第19号 美郷町国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について

- 第 2 0 議案第 2 0 号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 2 1 号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 2 2 号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 2 3 号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 4 号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 2 5 号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 7 号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 8 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 9 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 3 0 議案第 3 0 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号
- 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 3 号
- 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 1 9 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 6 議案第 3 6 号 平成 1 9 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 1 9 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 5 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局 長	小野寺 光廣 君	教育委員長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	後藤 貞江
主 査	武田 浩之	兼 議事班 長	

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、熊谷隆一君、5番、鈴木良勝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸沢藤一君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸沢藤一君 登壇）

○議会運営委員長（戸沢藤一君） おはようございます。

平成20年第3回美郷町議会定例会にあたり、2月29日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに本定例会の会期は、本日3月4日から3月14日までの11日間といたしました。

次に本定例会の審議内容についてですが、本日4日は議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明があり、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、議案第37号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号まで、議案内容の説明を行う予定です。

5日水曜日は、議案第38号 平成20年度美郷町一般会計予算から議案第44号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算までの議案内容の説明を行う予定です。

翌6日木曜日は、一般質問を行う予定です。質問者は5名です。

7日金曜日は、4日に説明のありました議案第7号から議案第37号までの議案審議を行う予定です。

8日、9日は、休会といたします。

10日月曜日は、本会議を休会し各常任委員会を開催し、付託されました陳情の審査を行う予定です。

11日火曜日は、午前10時より本会議を再開し、5日に説明のありました議案第38号から議案第44号までの全体質疑を行い、平成20年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

12日水曜日は、本会議を休会し、総務常任委員会を開催し、付託されました平成20年度の予算審査を行う予定です。

13日木曜日は、本会議を休会し、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会を開催し、付託されました平成20年度予算審査を行う予定です。

最終日14日金曜日は、午前10時より本会議を再開し、付託されました平成20年度予算審査の委員長報告、議案第38号から議案第44号までの議案審議及び陳情の委員会報告を行いまして、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成20年1月分の報告がありました。2として町の監査委員より随時監査の報告がありました。それぞれの写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明を行います。本定例会にあたって、町長より招集あいさつ並びに施政方針説明の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成20年第3回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに総務課関係ですが、平成19年度から平成21年度にかけて公的資金の繰上償還が実施できることになっておりますが、これは旧資金運用部資金と旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金で、借入当初の利率が5%を超えているものについて特例的に補償金を免除した繰上償還を認めるというものです。この報償金免除繰上償還の実施には、行財政改革に向けた取り組みを示した計画作成が求められているため、このたび美郷町財政健全化計画と公営企業特別会計ごとの経営健全化計画を定めました。今後、それぞれの計画要旨、執行状況等を広報やホームページを通じてお知らせしてまいります。

行政区再編についてですが、これまでに加えさらに11の行政区で協議が整い、最終的に115行政区に再編されることになりました。

組織体制の見直しについてですが、今後の事務事業の状況等を見据えて来年度より町長公室及び国体室を廃止するとともに、企画課、商工観光課、それぞれを企画財政課、商工観光交流課としたいため、本定例会に条例改正案を提出しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

協働参画のまちづくり事業については、昨年協働参画のまちづくりに関する基本的な方針

を策定しておりますが、その後その方針の肉づけを行うため、実際にボランティア活動などに参加されている方々を交えて検討委員会を組織するとともに、これまで4回の検討を行い、その作業を終了しました。今後は、この方針のもと具体化に向けた準備を進めてまいります。

大曲仙北広域市町村圏組合が経営する知的障害者支援施設後三年更生園について、平成20年4月1日より経営が社会福祉法人水交会に移行いたしますが、町としてはこれまでの経緯を踏まえ引き続き関係市とともに支援してまいります。

次に企画課関係ですが、地域公共交通関係では1月11日に第1回の地域公共交通会議を開催しておりますが、美郷町地域公共交通計画による新たな交通手段として区域運行による予約制乗合タクシーの実施が承認されました。また、2月27日には地域公共交通の運行主体である美郷町地域公共交通活性化再生協議会が設置されるとともに、地域公共交通連携総合計画が承認され、現在平成20年4月からの予約制乗合タクシー運行開始に向けて準備を進めております。

地域間交流関係では、2月2日と3日に大田区のJR蒲田駅西口広場において美郷のカマクラ展と特産品販売を実施するとともに、2月15日のカマクラ行事竹打ちには、大田区から副区長、自治会連合会会長、町会代表など34人が来町され、冬の伝統行事を通じて相互の交流を深めております。さらに、2月7日から9日にかけてかすみがうら市の志筑小学校児童を初めとした27人が来町、千屋小学校や千畑南小学校等で美郷の児童との交流を深めております。

ふるさと会関係では、2月10日に美郷町中部関西ふるさと会総会が名古屋市で中部地区・関西地区の美郷町出身者41人が参加し、ふるさとの話題や近況報告など盛会裏に開催されました。

次に税務課関係ですが、町税や各種使用料、負担金などの未収金の収納確保に向けて、昨年11月に滞納対策班を設置しておりますが、2月末日時点で徴収訪問延べ日数118日、徴収金額で452件分として677万7,640円の収納実績となっております。今後も、町民負担の公平性や町財源確保のため、未収金の確保に努めてまいります。

次に住民生活課関係ですが、水環境保全条例検討委員会はこれまで4回の検討会を開催し、内容等についてご意見をいただいております。町では、現在までさまざまな水環境保全に関する施策を行ってきているところですが、将来にわたり清浄な水環境を維持できるよう

町、町民、事業者が共通認識のもとで取り組みを一層推進してまいりたく、本定例会に条例案を提出いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

大仙美郷環境事業組合関連ですが、最終処分場建設整備事業については2月末現在で96%の進捗率となっております。しかし、降雪が早かったことにより緑化工事の吹きつけが行えず、継続年度を1年伸ばし平成20年度までとしたところです。なお、最終処分場の供用開始は平成20年4月1日を予定しております。また、当組合では大仙美郷地域循環型社会形成推進計画に基づき、マテリアルサイクル推進施設整備事業に着手いたします。これは、20年度から3カ年でストックヤードを旧ごみ処理施設跡地に建設するもので、20年度は旧施設解体のためのダイオキシン類調査と解体撤去の基本設計を行い、21年度以降に施設整備工事が予定されております。また、20年度から大仙市中仙地区のごみ及びし尿が当組合に搬入されることから、本定例会に当組合同規約改正の協議についての議案を提出いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

20年4月から、ごみ処理袋の有料化がスタートしますが、これまで説明会や広報を通じた周知やごみ袋の準備、小売店との調整などの作業を重ねてきております。3月中旬には、啓発用として各世帯に5枚入りのごみ袋を配布することとしておりますので、町民各位にはご理解とご協力をお願いいたします。

次に福祉保健課関係ですが、20年4月から始まる後期高齢者医療制度については、現在制度対象となります高齢者の方々に氏名や住所、自己負担金の割合などを記入した保険証の交付準備を進めており、今月中に郵送することとしております。また、同じく4月から今までの市町村による40歳以上の方々の住民基本検診が医療保険の保険者による生活習慣病の予防を主な目的とした特定検診に変わりますが、美郷町国民健康保険加入者に対しては19年度と同様、がん検診と合わせて実施する総合検診として特定検診を実施することにしております。現在、検診申込書の確認作業を進めており、今月中旬以降に申込者に対して検診内容と検診日の通知をお届けすることにしております。なお、国民健康保険以外の健康保険の扶養となっている40歳以上74歳以下の方の特定検診については、医療保険者から直接あるいは健康保険加入者本人を通じて連絡があるものと思っておりますが、町では医療保険者からの依頼があれば総合検診の際にあわせて国保以外の方の特定検診にも協力してまいります。

次に商工観光課関係ですが、町内の温泉施設は、3施設の4月から1月末現在の利用者数は31万人となっており、昨年同期に比べ若干減少しております。温泉施設のあり方庁内検討

委員会では、詳細な現状分析をもとに検討を重ねておりますが、その過程において経営改善方策も検討し、その結果を温泉管理主体にお伝えしてまいります。

地販地消の推進についてですが、これまでさまざまな機会を通じて啓蒙を図るとともに、計画策定に取り組んでまいりました。このたび、地販地消推進会議において美郷町地販地消推進計画を取りまとめ、事業者の意識改革並びに町民意識の啓蒙を図りながら今後の事業展開について各団体が協力して進めていくことを確認したところです。具体的取組予算は、20年度予算案に計上しておりますが、商工団体や農業団体の取り組みが大切なかぎとなりますので、今後実施主体となります生産者、加工者、販売者、消費者の一連のサイクルに留意して取り組んでまいります。

出稼ぎ対策ですが、今年度は2月末現在で162人の届出がありました。昨年同期より16人の減となっております。町では、健康診断への助成などを行っております。

次に農政課関係ですが、平成20年度の生産調整対策については、米の需要量として県から町に対し昨年12月26日、昨年より1,098トン少ない2万4,046トンという情報の提供を受けております。町では1月16日と2月29日に美郷町水田農業推進協議会を開催し、配分の一般ルールと交付金の使途を決定しております。配分の一般ルールにつきましては、基準反収を586キログラムとし、生産数量配分率69.0%、転作率31.0%で全町一律配分とし、1月31日に農業共同組合及び主力集荷業者が目標面積を通知しております。昨年と比較しますと、転作面積では美郷町全体で172.4ヘクタール多い1,838ヘクタールとなります。なお、加工米については昨年度同様に市町村への情報提供は行われず、産地意向による手上げ方式となっており、農家の自主的な取り組みを尊重する希望数量の申し込みとしております。

次に、地域水田農業活性化緊急対策ですが、美郷町水田農業推進協議会の決定を受け、1月29日と30日には集落営農組織と農業法人を対象に、2月14日と15日には全農家を対象に町内3地区で説明会を開催するとともに、2月末までに営農計画書と転作超過面積の取りまとめを完了させ、3月末の支払いに向けて事務を進めております。

次に、集落営農組織や農業法人など担い手への支援活動ですが、12月20日と21日に千畑地区で、12月26日と1月22日に仙南地区で税理士による経理研修会を開催するとともに、担い手アクションサポートチームによる窓口相談はもとより、組織への訪問指導を積極的に実施し、支援活動の充実に努めております。なお、19年度は2月末現在新たに仙南地区で集落営農6組織、千畑地区で農業法人1組織が設立されております。

次に、美郷町堆肥センターですが、降雪の影響により2月末の工期を2週間延長し、3月10日から堆肥製造試験を行う予定となっております。なお、堆肥センターへの原料搬入方法について1月28日と2月25日に畜産農家と運営主体となる株式会社美郷の大地による検討委員会が開催され、基本的な合意を得ております。

次に、町内38地区で取り組んでおります農地・水環境保全向上対策事業であります。1月10日に事業区域の変更を伴う11地区の経理指導を実施するとともに、2月4日に千畑地区で営農活動の説明会を開催し、事業の円滑な推進に努めております。なお、共同活動交付金は2月1日に支払事務をすべて終了しております。

次に建設課関係ですが、上下水道及び農業集落排水使用料の過徴収問題につきましては、町民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。改めてお詫びを申し上げます。2月末日現在で精査した還付金及び還付対象戸数については、簡易水道料金では還付金67万2,176円・還付対象戸数2,667戸、下水道使用料では3万1,162円・601戸、農業集落排水使用料では4万7,513円・641戸となっております。今後、18年度までの過年度分について3月10日付で関係町民の皆様にお詫びと還付明細書を発送し、3月19日まで振り込みまたは現金還付を終えたいと考えております。なお、還付金及び対象戸数については、現在の滞納分の納付状況により変動がありますので、あらかじめご承知おき願います。

12月定例議会以降の工事発注状況については、大坂善知鳥外川原線改良工事ほか2路線を1,042万6,000円、災害関連工事として2件194万7,000円で発注しております。水道工事については、畑屋地区簡易水道統合事業として電気設備工事2件を6,111万円、六郷東部地区簡易水道事業管布設工事として5件を1,699万7,000円で発注しております。

次に国体室関係ですが、12月20日來年度以降に国体の開催予定の県に対して美郷町国体事業概要説明会を開催し、協議会に係る資料及び情報を提供しました。また、協議会の写真記録や試合結果、関係者の感想や意見などを編集した秋田わか杉国体美郷町大会報告書を作成し、国体とかかわった方々に配布しました。さらに、国体の開催を記念して出場選手名等を刻印したメモリアルプレートをそれぞれの競技会場に設置しております。2月29日に開催した美郷町実行委員会総会において収支決算報告等を決議いただき、同日をもって実行委員会を解散いたしました。施設整備などの準備段階から本大会の運営まで、長きにわたるご協力に対し深く感謝いたします。

次に学務課関係ですが、今年度実施してまいりました学校将来構想事業について、望まし

い学校規模を考える委員会より教育委員会に、意見書が昨日提出されました。このご意見やアンケート結果をもとに、来年度は学校の将来構想について具体的な方向性を検討してまいります。

中国産冷凍ギョウザについてですが、町の学校給食センターでは当該食品の使用はありませんでした。しかしながら、各メーカーが万全を期すために自主回収を行っている食品のうち2食品について、延べ3回北学校給食センターで使用しておりました。児童生徒に健康被害は生じておりませんが、学校保護者の方々には速やかに情報をお知らせしております。今後の対応として、食品の安全が確認されるまでの間は中国の工場で製造された冷凍食品の使用を差し控え、安心・安全な給食提供に取り組んでまいります。

次に社会教育課関係ですが、国指定の重要無形文化財である六郷のカマクラ行事が2月11日から行われ、最終日の15日夜には緊張感漂う中恒例の竹うちが行われ、多くの観光客の完成で沸き上がる中無事終了いたしました。ご協力くださった関係者の方々に感謝申し上げます。

次に幼児教育課関係ですが、学校将来構想のためのアンケートとともに実施しました放課後の児童に関するアンケート結果がまとまり、昨日教育委員会に報告いたしました。この結果を踏まえ、来年度は放課後児童健全育成事業における利用者の利用要件や実施場所等について検討を重ねてまいります。中国産冷凍ギョウザについてですが、幼稚園・保育園では自主回収食材も含めて使用しておりませんでした。保護者の方々には速やかに情報をお知らせしております。

続きまして、提出いたしました平成20年度当初予算以外の議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高階昭男氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものであります。

議案第8号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更についてですが、平成20年4月1日から大仙市中仙地区のごみとし尿を処理することに伴い、大仙美郷環境事業組合の規約を改正する必要が生じ、お諮りするものであります。

議案第9号 字の区域の変更についてですが、県営経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、整理後の区画に合わせて字界変更したく、お諮りするものであります。

議案第10号 市町界の変更についてですが、ほ場整備事業の施行に伴う大仙市との市町界

の変更についてお諮りするものです。

議案第11号 町道の認定について、及び議案第12号 町道の廃止についてですが、道路管理態勢を効率化させるため、お諮りするものです。

議案第13号 美郷町課設置条例の一部改正についてですが、町長公室、国体室を廃止し、企画財政課、商工観光交流課を設置することについてお諮りするものです。

議案第14号 美郷町手数料条例の一部改正についてですが、碎石法及び砂利採取法に係る事務の取り扱いについて県から権限移譲を受けることに伴い、その手数料の額を定めることについてお諮りするものです。

議案第15号 美郷町特別会計条例の一部改正についてですが、平成20年度から新たに美郷町後期高齢者医療特別会計を設置することに伴いお諮りするものです。

議案第16号 美郷町水環境保全条例の制定についてですが、美郷町の貴重な水環境について全町的に保全活動に取り組むことを目的とした条例の制定についてお諮りするものです。

議案第17号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第18号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、健康保険法の改正に伴い条例を改正する必要性が生じたので、お諮りするものです。

議案第19号 美郷町国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止についてですが、美郷町国民健康保険出産育児一時金受取代理支給要綱の施行に伴い廃止する必要性が生じたので、お諮りするものです。

議案第20号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の制定についてですが、平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度のうち町が行う必要な事項について定める必要があり、お諮りするものです。

議案第21号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてですが、基金の額を減額することについてお諮りするものです。

議案第22号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について、議案第23号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第25号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について、議案第26号 美郷町営住宅条例の一部改正について、議案第28号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、グラススキー場の廃止及び町内公共施設利用料金の見直しに伴いお諮りするものです。

議案第27号 美郷町コミュニティー消防センター設置条例の一部改正についてですが、美郷町消防団第7分団コミュニティー消防センターの設置に伴いお諮りするものです。

議案第29号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について、議案第30号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について、議案第31号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰り入れによりそれぞれ美郷町簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の円滑な推進を図るためお諮りするものです。

議案第32号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第9号についてですが、宅地造成事業に伴い町村土地開発公社から借り入れた用地取得費等の繰上償還や、公的資金補償金免除繰上償還、地域公共交通活性化再生協議会設置に要する負担金、原油価格高騰による燃料費、特別導入事業基金における国費分の返還金、金沢小学校特別支援学級設置工事、公民館等のトイレ・ベビーシート設置工事などに伴う歳入歳出予算の増額に加え、既に完了している事務事業の生産に係る減額等についてお諮りするものです。

議案第33号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、特定検診等データ管理システム導入等に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第34号 平成19年度美郷町老人保健特別会計補正予算第3号についてですが、基金繰替運用利子の新規計上についてお諮りするものです。

議案第35号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号、議案第36号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号及び議案第37号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号についてですが、公的資金補償金免除繰上償還などに伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第38号 平成20年度美郷町一般会計予算、議案第39号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第40号 平成20年度美郷町老人保健特別会計予算、議案第41号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第42号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計予算、議案第43号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算、議案第44号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算の平成20年度予算の審議をお願いするに当たり、町政経営に関する基本的な方針と主な取り組みをご説明申し上げ、議員各位並びに

町民各位のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

平成16年11月に誕生した美郷町も早4年目に入りました。この間、融和と前進の基本認識のもと早期の一体感醸成をめざして、町の木、花、鳥、魚の制定や町民歌、町民憲章の制定など、町民のよりどころとしての心づくりに努めるとともに、秋田わか杉国体の開催を含めて各般にわたり地域を超えた交流を促進し、美郷の姿を実感する取り組みに努めてまいりました。また、合併を経ての地域振興については、旧町村からの事業は基本的に継承しながら、美郷の基礎づくりとして底上げを意識した新たな事業も展開し、美郷の形づくりに努めてきたところです。議員各位並びに町民各位におかれましては、これまでのこうした町の取り組みにご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。一方、こうした取り組みを支える財政環境は年々厳しさを増してきており、多様化している行政サービスの推進には後年度も考慮した適切な財政運営と行政運営について、一層の創意工夫と努力が求められているところです。

こうした状況の中で迎える平成20年度は、まちづくりは一步ずつの認識のもと、次の観点に留意しながら町政経営の質の向上に力点を置いたまちづくりを進めてまいります。

第1は、平成19年度に実施したまちづくりアンケートの結果を踏まえた事務事業の推進です。第2は、職員数の減少を踏まえた効率的な事務事業の推進です。第3は、信頼される役場としてあるべき職員像の模索と実践です。以上に留意しながらの全般にわたる取り組みについては、基本的に町民理解のもとで進めるよう引き続き情報の共有化に努めながら、町政経営に臨んでまいります。

また、より実効ある取り組みを目指すため、20年度において組織機構の見直しを実施したく、本定例会に課設置条例の改正をお願いしております。厳しい財政環境のもと、着実に総合計画を推進していくため、現在の企画課を企画財政課とし、計画と財政を一元的に結びつけてまいります。また、物流を伴った交流を推進していくため、現在の商工観光課を商工観光交流課としたいと考えております。さらに、町としての主な施策課題を一元化して推進していくため、総務課にまちづくり班を新設いたします。

以上を踏まえた20年度予算の編成に当たっては、財政の健全化を基本認識としながら、次のような点に留意しております。

まず、一般会計の歳入については、依然として厳しい地方財政対策の内容は各般の情報を踏まえ、不測の財政事情や道路特定財源の暫定税率変更など地方譲与税等の変動にも対応で

きるよう、地方交付税交付金などで一定の留保に配慮しました。また、町税を初めとするその他の一般財源については、制度改正や19年度の状況等を踏まえて計上するとともに、一部施設の利用状況の見直しや未利用公有財産の処分など、新たな歳入確保にも努めております。町債については、実質公債費比率を踏まえ起債残高を増嵩させない前提で、後年度負担に配慮するとともに、適債性のある事業にはできる限り活用することで計上しております。繰入金については、21年度以降も見据えて基金残高に留意していますが、歳入の不足等に対応するため財政調整基金などを取り崩しております。特別会計の歳入については、制度改正や使用料、国県支出金等の各般の情報を踏まえ、適正に計上するように留意しました。

次に歳出については、経常収支比率が高止まりにあることを踏まえ、施設の管理態勢の見直しなどによる経費の削減など工夫をこらして総額抑制に努め、政策経費の確保に留意しております。政策経費については、国や県の政策展開方向を的確にとらえ、総合計画に基づく施策選択やまちづくりアンケートの結果に配慮した事業展開に留意しております。また、サービス水準の維持を基本としながらも、職員数や一般財源の減少を踏まえて集中と選択により事業の廃止や集約実施など、より効率的に事業を展開できるよう意を払っております。特に投資的事業については、合併前からの積み残し箇所についても配慮しながら、新規事業については緊急性や期待される事業効果などで絞り込むとともに、各地域の整備水準を踏まえながら投資の地域バランスにも配慮しています。

以上の留意点で編成した平成20年度の一般会計は、103億5,933万円で、19年度に比較し5.5%の減少となりました。また、国民健康保険特別会計は22億8,310万円で、6.5%の減少です。老人保健特別会計は2億3,145万5,000円で、制度改正により91.1%の大幅な減少です。簡易水道事業特別会計は6億4,716万2,000円で、補償金免除繰上償還の実施及び畑屋地区簡易水道事業費の伸びのため32.5%の増加です。下水道事業特別会計は2億822万6,000円で、補償金免除繰上償還の実施のため5.4%の増加です。農業集落排水事業特別会計は3億2,176万3,000円で、やはり補償金免除繰上償還の実施のため51.8%の増加です。新たに設置する後期高齢者医療特別会計は2億608万9,000円となりました。

次に、20年度の主な取り組みをご説明いたします。

一つ目は、町民共有の資源である水環境の保全についてです。本定例会にお諮りします美郷町水環境保全条例を基本に据えながら、町内外で美郷町イコール清浄な水という印象が形成されるよう、各般にわたり取り組みを行います。

二つ目は、地域内交流と地域経済の活性化に向けての地販地消の推進です。農・工・商の関係団体等と連携を図りながら、積極的に展開してまいります。

三つ目は、東京都大田区との交流の推進です。まずは、4月から職員の相互の人事交流を実施するとともに、美郷米を機軸とした物産に係る交流に関係団体とともに取り組んでまいります。

四つ目は、地域内交流と公共交通空白地域の解消に向けての予約制乗合タクシーの運行です。タクシー事業者と新たに設置した地域公共交通活性化再生協議会と連携を図りながら、事業を推進してまいります。

五つ目は、災害に強いまちづくりを目指した施設整備の推進です。まちづくり交付金を活用し、20年度から5カ年計画で事業着手いたします。

六つ目は、これまで検討を重ねてきましたプロジェクトの具現化です。協働参画のまちづくり事業では、ボランティアのための拠点センターの設立を視野に入れた構想の具体化に取り組めます。また、公共施設のあり方や学校将来構想、温泉のあり方については方向性の提示及び各般のご意見を踏まえ、より踏み込んだ計画をまとめてまいります。

以降、各分野の主な取り組みについて、総合計画の章に沿ってご説明いたします。

初めに、第1章の「快適な町をめざして」についてご説明いたします。

道路交通体系の整備充実ですが、道路整備については地域交流の促進、利便性の向上や安全確保のため、幹線道路として3路線の継続整備、新規に2路線の歩道整備に取り組むほか、12路線の舗装補修工事を実施します。幹線道路へのアクセス・生活圏道路としては、歩道設置1路線、安全施設設置1路線を含めて17路線を整備し、地域内交通の円滑化を図ります。また、冬期交通確保のため新規事業としてまちづくり交付金を活用した流雪融雪溝整備計画の策定に取り組むほか、除雪機械2台の更新を図り、冬期交通の確保に努めます。

さらに地域内交通の提供として、交通システムの構築を目的に19年度策定した美郷町地域公共交通計画等に基づき、本年度から新たに予約制の乗合タクシーを運行させます。20年度は交通弱者の移動、移送手段の確保、町内交流の促進、地販地消の推進を図るため、美郷町内3地区の区域運行として試験運行を開始し、21年度の本運行実施につなげてまいります。

上下水道の整備充実については、六郷東部地区簡易水道事業当初計画の見直しにより、生活用水に困窮している地域を優先することとし、配水管敷設3,180メートル、消火栓12基を整備します。また、畑屋・羽貫谷地地区統合簡易水道事業では、配水管敷設3,538メートル、消

火栓12基を整備し、早期完了を図ります。さらに簡易水道未普及地域については、これまでの調査をもとに今後の取り組みについて検討してまいります。下水道関連については、下水道整備事業として赤城地内に下水管55メートル敷設するとともに、合併浄化槽を導入促進事業を継続推進します。また、水環境保全の観点から新たに簡易水道や下水道、農業集落排水への加入率アップ事業に取り組んでまいります。

快適な住環境の整備ですが、小安門住宅の階段に手すりを設置するなど、既存町営住宅の安全を確保するほか、引き続き塚2地区に町営住宅4棟を建設します。また、定住促進事業として空き家、空き地情報の充実を図るほか、団塊の世代や首都圏からの移住促進のため、定住ガイドを引き続き作成いたします。さらに、定住者への支援策として、定住奨励金制度を継続するほか、今年度は新たに情報利用希望登録者、ふるさと会や大田区などにメルマガ等の情報発信を行ってまいります。

次に、第2章の「自然に優しい町をめざして」についてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、水質の状況を確認するため、水環境保全事業として町内河川や湧水の水質検査などを継続実施するとともに、水源域での不法投棄を防止するため引き続き監視活動に取り組んでまいります。また、水環境の保全に向けた意識啓発を一層推進するため、水環境シンポジウムを新たに開催するなど、町・町民・事業者等が一体となった保全活動に取り組み、将来にわたって清浄な水環境を維持できるよう努めます。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、燃やせるごみ・燃やせないごみについてこの4月からごみ処理袋の有料化に取り組めます。そのため、排出されるごみの適切な分別、資源化に向けてごみ分別大辞典を新たに作成、配布するとともに、古紙類の通年収集の実施や生ごみ処理機の導入拡大、販売店でのプラスチック容器等の回収などを推進してまいります。また、仙南地区の一般廃棄物最終処分場については、整地整備等を実施し、閉鎖に向けて県との協議を継続してまいります。

土地の計画的利用と保全ですが、県との調整を踏まえて仙南地区57ヘクタールの地籍調査事業を継続実施し、土地の適正管理を推進してまいります。

次に、第3章の「健やかな町をめざして」についてご説明いたします。

健康生活の推進ですが、平成17年度に策定した「健康みさと21」計画に基づき、引き続き乳幼児から高齢者に至る町民の健康づくり事業を推進いたします。特に、生活習慣病対策については、特定検診・特定保健指導が新たに制度化されることから、適正な検診・指導の実

施、推進に努めてまいります。また、社会教育活動や小学校食生活改善推進団体と連携したスポーツ・運動を通じた健康づくりや食育推進事業、自殺予防のための心の健康づくり事業などを継続実施し、地域と一体となった健康づくりを推進いたします。

地域福祉の推進ですが、年齢や障害の有無などを問わず住み慣れた地域で自立して生活を送ることができるよう、社会福祉協議会など福祉団体や住民の方々と地域福祉課題を共有しながら、ボランティアの要請と活動支援を行い、その強化に努めてまいります。

児童福祉の向上ですが、これまで実施してきた町独自の保育料等の減免や健やかな成長を願うブックスタート事業を継続するとともに、乳幼児検診や保健師による訪問活動、健康相談などの支援策を講じてまいります。また、美郷町要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待防止対策を引き続き講じてまいります。さらに、19年度中に作成する子育て支援ガイドマップを活用しながら、地域における子育てを応援するとともに、放課後児童対策については19年度実施したアンケート結果を踏まえ今後の展開の方向性を検討してまいります。

高齢者福祉の向上ですが、介護保険事業計画に基づき高齢者を対象に予防事業を実施するとともに、在宅のまま自立した日常生活を営むことができるよう除排雪などの軽度生活援助事業や配食サービス事業等を継続いたします。また、周囲の見守りが必要な一人暮らし高齢者等の緊急通報装置を20年度から順次更新するほか、家庭や地域で生きがいをもって健康な生活を送っていただくため、シルバー人材センターや老人クラブへの助成を継続いたします。さらに、健康の保持増進を図ることを目的に、温泉無料入浴券やはり・きゅう・マッサージへの助成を継続いたします。

障害福祉の向上ですが、身体・知的・精神の3障害を一元化した障害者自立支援法による障害福祉サービスの提供を確保し、障害のある方が地域で自立して生活できるよう地域生活支援事業を引き続き実施いたします。

次に、第4章の「心豊かな町をめざして」についてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、町内3施設の交流を引き続き推進するほか、小学校との交流・連携にも努めてまいります。また、虫歯の減少を図るため、園歯科医の指導のもと、5歳児を対象にフッ素洗口を継続いたします。

学校教育の充実ですが、日々の授業を核とした底力のある学校教育と、読み・書き・そろばんの力を基本とした確かな学力の定着に引き続き町単独事業でも取り組むほか、子どもた

ちの視野を広げ美しいものや自然に感動する心をはぐくむために20年度も芸術文化にふれる交流事業を展開いたします。また、児童生徒の減少が進む中、子どもたちの望ましい教育環境について検討を重ねてきましたが、20年度はこれまでの望ましい学校規模を考える委員会の意見やアンケート結果をもとに、学校の将来構想の具体的な方向性を検討する新たな委員会を設置いたします。施設整備については、昨年度から実施しています六郷中学校の大規模改修を継続するとともに、老朽化した六郷小学校の屋上改修、千畑中学校体育館の設備改修工事等を実施いたします。

社会教育の推進ですが、社会教育中期推進計画に基づきより多くの町民が参加できる生涯学習講座を開設するとともに、自主活動グループ講座が充実・活性化するよう研修や交流の場を設けてまいります。また、芸術文化に触れ親しむ機会として、引き続き映画上映会や自衛隊音楽コンサート、学友館における県展入選作品展等特別展示を実施いたします。

スポーツの振興については、各種スポーツ団体等への育成支援を実施し、スポーツ教室、イベント等の開催による町民の体力と健康づくりを推進いたします。また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置に向け、意識啓発に努めてまいります。さらに、国体記念の行事として20年度は、競輪選手会の協力のもとで自転車競技のイベントを開催するほか、バドミントンではバドミントン日本リーグの試合を誘致し、町民に楽しんでもらいます。社会体育施設の整備については、六郷野球場の内野フェンス塗装工事、給水接続工事、仙南及び六郷体育館屋根塗装工事などを実施いたします。

歴史と文化の保存と創造については、本堂城回地区の基盤整備事業に伴う遺跡発掘調査と、本堂城跡の発掘調査を継続します。また、町指定文化財等の標柱建てかえ補修を行うほか、新たに町内の古木・銘木マップを作成し、言い伝え等を含めて伝承してまいります。さらに、こうした歴史文化への取り組みをしっかりと展開していくため、社会教育課に歴史文化財班を新設いたします。

次に、第5章の「人がふれあう町をめざして」についてご説明いたします。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民憩いの場である公園、施設の適切な維持管理に努めるほか、老朽化した後三年スキー場簡易リフトの施設更新並びに山本公園内の多目的グラウンドの整地工事等を実施いたします。ふれあい活動の推進ですが、引き続き地域振興基金を積み増しするとともに、町主催イベントを通じて交流が促進されるよう、ラベンダーまつり期間等に合わせて可能な限り各行事を開催するなど、イベントの集約

開催に努めてまいります。

観光の推進・振興ですが、平成19年度に実施した美郷の風景10選を盛り込んだ観光回遊ルートを新たに設定し、通過観光から一定時間を滞在させる観光に誘導してまいります。また、ラベンダーまつりや美郷町観光協会が行う各種イベントを通じた町内外の交流を促進いたします。さらに、町並み環境整備事業として、ハザード整備を継続支援してまいります。また、町内3温泉施設については、引き続きそれぞれの立地条件や特徴を生かし、健全な施設運営と経営収支の改善が図られるよう意を払ってまいりるほか、これまで検討を重ねてきた今後のあり方について20年度中に具体の計画をとりまとめてまいります。美郷の味販売交流については、大田区における六郷カマクラ展を通じた物産販売のほか、新たに美郷米を含めた農産品等の物産をPRし、販売ルートを構築してまいります。

人材育成と地域国際交流の推進ですが、これまでの大田区との子ども交流や観光交流、OTAフェスタなどの交流、つくば市の水環境学習交流、かすみがうら市との歴史交流を継続いたします。また、昨年度から実施している那珂川町との交流については、行政交流として職員の相互交流による情報交換を実施してまいります。さらに国際交流については、台湾瑞穂郷との中学生メール交換や、国際的な視野をはぐくむことを目的とした中学生海外研修事業を継続実施いたします。

次に、第6章の「活力ある町をめざして」についてご説明いたします。

農林業の振興ですが、生産調整の取り組みに対する実効性の強化が国の方針として示され、地域での100%達成が求められております。町では、ブランド品目作付支援事業、こだわり米新規拡大支援事業、集落ビジョン対策事業など、町単独の事業については生産調整実施者を支援対象と定め、生産調整の確立と美郷町水田農業ビジョンの実現に努めてまいります。また、水田経営所得安定対策、旧で言いますと品目横断的経営安定対策については、設置済み集落営農組織や法人への経営指導を強化するほか、引き続き集落営農の組織化や農業法人化に向けてきめ細やかな指導を実施いたします。

さらに、農地・水・環境保全向上対策については、20年度から新たに巡回指導車1台を配置し、事業実施38団体に対してきめ細やかな巡回指導を実施いたします。また、堆肥センターの堆肥を利用した美郷米ブランドの有利販売、農産物や特産品の通年販売、都市と農村の交流、観光の活性化に向けた方向性を確立するため、新たに「うりこめ美郷応援事業」を展開いたします。20年度は、大田区の米穀販売店への積極的な売り込みを推進するため、販売

推進のためのブランド大使の委嘱、美郷米の試食会イベントの開催、美郷こだわり米オーナー制度の啓発などに取り組んでまいります。さらに「うりこめ美郷応援事業」のPRの一環として、新たに60アール程度の田園アートほ場を設置し、町内外に美郷を売り込んでまいります。

また、基盤整備事業として継続実施地区への支援を継続するとともに、大畑地区の調査計画地区の採択や、新農業水利システム保全対策事業8地区への支援も継続いたします。さらに、新たに七滝中通地区の幹線用水路整備、濁尻ダム改修工事、一丈木ため池施設改修工事、ガニ沢ため池改修工事に対しても支援策を講じてまいります。

また、畜産の振興については、粗飼料自給率向上の支援や疾病予防対策、優良牛の地域内保留を推進するとともに、美郷町堆肥センターの活用を促進させてまいります。

工業の振興ですが、企業間の交流や情報交換を促進するため、引き続き美郷町企業連携協議会活動を支援するとともに、誘致企業が行う新たな設備投資に対して奨励措置を継続いたします。また、新たな企業誘致に関する各種活動を県との連携のもと展開してまいります。

商業の振興ですが、美郷町地販地消推進計画に基づき、啓蒙、販促、開発等の具体的な活動により地域内流通、地元購買率の向上へ向け支援してまいります。20年度の実施活動は、消費者・企業等従業員への啓蒙アンケートの実施、町内特産的生産物や販売所などを啓蒙する美郷まるごとショッピング冊子の作成、地域特性をアピールできる創作料理に関係団体の連携のもと取り組むなど、地販地消の推進に努めます。また、中小企業の経営安定に資するため貸付金利子に対する助成制度を新設し、雇用の安定・拡大に努めてまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、ハローワークや隣接市等と連携し、地元企業での新規学卒者職場研修活動や求職者雇用情報を庁舎内掲示等により提供し、新規学卒者の雇用の場確保に努めてまいります。

次に「第7章の安全で安心できるまちをめざして」について、ご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、平成20年度から5カ年計画でまちづくり交付金事業により、災害に強いまちづくりを目指し、関係する施設等の充実を進めてまいります。20年度は、防災行政無線整備に向けた設計や関係施設の一部整備、防災資機材等を積載するための車両の導入を実施いたします。また、河川洪水時の浸水想定区域内の円滑な避難、水害の軽減を目的にハザードマップを作成し、周知を図ってまいります。

交通安全の推進ですが、関係期間等の協力のもと、交通安全の意識啓蒙、交通安全施設の

整備及び維持補修に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、防犯灯・街路灯については、まちづくり交付金を活用し通学路を主体に防犯灯の計画的設置を継続いたします。また、青少年育成については、青少年育成町民会議と協力し、有害図書等の排除等青少年を取り巻く環境の浄化に努めてまいります。

次に「第8章の町民主体の町をめざして」についてご説明いたします。

信頼され親しみのある行財政運営の推進ですが、行政経営プランに基づいた目標管理制度により、行政サービスの効率化を高めるほか、職員の能力開発や意識改革を促すため、各種職員研修を計画的に実施してまいります。また、新たに東京都大田区と人事交流を実施するほか、厚生労働省との人事交流も引き続き実施するなど、組織の活性化及び職員資質の向上を図ってまいります。さらに、公共施設については、これまでの公共施設のあり方検討を踏まえた方向性を提示し、各般からご意見をいただきながらより踏み込んだ計画をまとめ、公共施設の再編統合に向かってまいります。

住民参加の推進ですが、男女共同参画社会の構築に向けて、住民懇話会や男の料理教室、出前講座など啓発活動を継続いたします。また、協働参画のまちづくりについては、これまでの検討結果を踏まえ、ボランティア活動に関して情報共有や情報発信、コーディネート機能などを持つボランティアのための拠点センターの設立を視野に入れた計画の具体化など、住民と行政がともにまちづくりを担うための仕組みづくりに取り組んでまいります。

情報化の推進につきましては、地上デジタル放送を視聴できない地域が発生しないよう、新たに受信状況の事前調査を実施し、地上デジタル放送への円滑な移行に努めてまいります。また、引き続き各種制度や予算の用途を紹介する「まちづくりガイド」を作成・配布するとともに、広報やお知らせ版、ホームページを通じてのリアルタイムの情報提供に努め、行政情報の共有化を推進してまいります。

以上、予算案の概要並びに20年度の主な取り組みについてご説明申し上げます。

美郷町は立町以来、他の合併市町村に負けず劣らず着実に安定感と一体感を築いてきたものと私は認識しております。このことは、ひとえに町民各位が美郷町に対してほぼ共通の「あるべき美郷」のイメージを共有していること、そしてこの実現に向けて大所高所でご理解とご協力、そしてご努力をいただいていた結果であると私は信じております。

町としては、こうした町民各位の思い、努力を忖度しながら、地域と未来を俯瞰して引き

続き意義ある取り組みを重ねていかなければなりません。そのためにも、財政状況を初めとした町の現状を正確にお伝えするとともに、各般の取り組みについてその趣旨を伝えながら、真摯に誠実に取り組んでいくことが必要と認識しております。

議員各位並びに町民各位には、こうした基本姿勢で望む20年度の町政推進について、なにとぞご理解とご協力をいただけますよう心からお願い申し上げます。

「美郷がいちばん、すきです美郷」と言える町に向かって、私初め職員が一つとなって努力を重ねることを改めて決意し、施政方針といたします。以上です。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第1号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第6、陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣屠殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第2号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

これにて、10分間休憩します。

(午前 11時04分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 11時14分)

◎議案第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第7、議案第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高階氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じて人権擁護について理解のある方で、現在の任期中においても啓発活動及び人権問題に積極に取り組んでいただいておりますので、引き続き委員候補として法務大臣に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第8、議案第8号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。

平成20年4月1日から、大仙市中仙地区のごみと尿を処理することに伴いまして、大仙美郷環境事業組合規約を改める必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をお願いいたします。

大仙美郷環境事業組合同規約の一部を変更する規約（案）でございます。

大仙美郷環境事業組合同規約の一部を次のように変更する。

第3条のただし書を削る。

議案資料集の1ページをお願いいたします。新旧対照表がございます。ただし書に、「大仙市においては旧大曲市、旧神岡町、旧西仙北町、旧協和町、旧太田町、旧仙北町及び旧南外村の区域に限る」となっておりますけれども、このただし書を削るものでございます。

なお、この規約は知事の許可を受けまして、平成20年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第9、議案第9号 字の区域の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

土地改良法に基づく横手市杉沢地区における基盤整備事業の結果、従来の地形が変更されたために境界が不明確となり、整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、法律の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更前の字の区域、それから変更後の区域についての説明は、省略させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、議案第10号 市町界の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

土地改良法に基づく旧仙北町堀板地区における基盤整備事業の結果、従来の地形が変更されたため境界が不明確となり、整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、法律の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更後の面積の増減はございません。変更となる区域の説明は、省略させていただきます。以上です。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第11、議案第11号 町道の認定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) ご説明いたします。

町道の認定についてでございますが、幹線道路の見直しにつきましてはおおむね10年に1度見直しを行う必要がございます。平成10年に本町では見直しを行っておりますが、その後の新規道路整備路線の完了や、効率的な維持管理を行うために今回見直しを行いたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

認定の対象になった内容についてでございますが、幹線道路の路線番号を1級町道は100番台で一連番号とし、2級につきましては200番台で一連番号としております。また、全町で1路線単位で認定できる道路につきましては、起点・終点の所在を変更し、延長に増減や幅員に変更のある場合についても対処しております。さらに、昨年度完成いたしましたみずほの里ロードなどは、全線1級町道に格上げするなどしております。

今回の認定では、1級町道43路線を44路線に、2級は60路線を64路線に、またその他町道の認定は13路線でございますが、これは1級・2級の延長などの変更によるものでございます。な

お、絵地図につきましてはA3版のほか2万分の1の図面を添付してございます。参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、議案第12号 町道の廃止についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

町道の廃止についてでございますが、町道の認定につきましては、路線番号の見直しや起点・終点に変更のある場合及び格上げ・格下げが生じる場合など、現町道を一たん廃止し、新たに認定する必要があります。このため、議案第11号の認定に伴い、関連する現町道の廃止について道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、廃止路線につきましても、絵地図を添付しております。また、認定路線それから廃止路線の対比したものを追加資料として提出してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、議案第13号 美郷町課設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

改正の内容でございますが、一つは町長公室及び国体室の廃止でございます。

町長公室は、現在秘書広報班のみの4名体制となっておりますが、全体的な職員削減とも相まって、総務課と統合の上業務推進に当たりたいと考えてございます。

国体室につきましては、国体の終了をもって本来の業務を終了しましたので、廃止するというものでございます。

もう一つは、課の名称の変更で、企画課を企画財政課、商工観光課を商工観光交流課とするものでございます。企画財政課におきましては、総務課の財政班を企画課の企画班と統合し、町の将来構想であります総合計画を財政的な裏付けを考えながら進めていきたいと考えてございます。商工観光交流課におきましては、これまでの大田区やかすみがうら市等との人的交流や物販に加え、物流も視野に入れた交流を推進していくこととなります。

31ページをお願いいたします。事務分掌の変更ですが、一番下の建設課の事務分掌の六つ目に「都市計画に関すること」というのがございます。これは、企画課で担当しておりましたが、来年度から建設課担当にしたいと考えてございます。

32ページをお願いいたします。そのための条例の一部改正を、附則の2で提案してございます。8条の内容でございますが、都市計画審議会の事務を担当する部署を定めるものでございます。今ご説明したほかに、一部事務分掌の異動もございますが、それにつきましては議案資料集の9ページから11ページに記載してございますので、説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第14号 美郷町手数料条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第14号についてご説明いたします。

採石法及び砂利採取法に係る事務の取り扱いにつきまして、県より権限移譲を受けることに伴い手数料条例の一部を改正するものでございます。

35ページをお願いいたします。上から2段目の部分です。採石の項の中の採取計画の認可の申

請、それからその下採取計画の変更の認可の申請、これが追加となっております。その下の欄、砂利等でございます。採取計画の認可の申請、それからその下の採取計画の変更の認可の申請を新設するものでございます。

この条例は、4月1日より施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第15、議案第15号 美郷町特別会計条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

健康保健法等の一部を改正する法律が、平成20年4月1日から施行されますが、それに伴い後期高齢者医療特別会計を設置する必要が生じておりますので、現在あります五つの特別会計に追加するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第16、議案第16号 美郷町水環境保全条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

美郷町の貴重な水環境に関しまして、町、町民、事業者が連携いたしまして水環境の保全活動を推進するため、ご提案をするものでございます。

案につきましては、別紙のとおりになってございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第17、議案第17号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 議案第17号について説明いたします。

提案理由にありますとおり、健康保健法等の一部を改正する法律等がそれぞれ公布・施行されたことに伴いまして、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

これは、国民健康保険前期高齢者医療制度、65歳から74歳までの方が対象ですが、この制度の創設によりまして健康保険税の徴収方法が改正になったものであります。

議案資料集で説明したいと思います。13ページになります。

条文中に条の繰り上がった改正部分がありますけれども、それについては説明は省略いたします。11条から20条まで説明いたします。

第11条の納期であります。改正前は、「国民健康保険税の納期は」となっておりますが、改正後では「普通徴収によって徴収する国民健康保険税は」となっております。納期につきましては、これまでどおりであります。

第12条の徴収であります。国民健康保険税は特別徴収と普通徴収の方法で徴収することになっております。特別徴収といいますのは年金等からの徴収で、年金額が18万円以上の人で、介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない人から徴収することになっております。普通徴収といいますのは、これまでどおり納付書あるいは口座振替で納付していただくことになります。

次のページになります。14ページです。第14条の特別徴収であります。年金等の給付を受けている世帯主で、年齢が65歳以上の国保の被保険者である場合は、その世帯から徴収する国民健康保険税は特別徴収となります。特別徴収の対象世帯としましては、年金等の給付を受けている65歳以上の世帯主であって、国保の被保険者であること。さらに、世帯の全員が65歳から74歳までの国保加入世帯となります。年金額が18万円未満、あるいは世帯主が65歳から74歳以外、また世

帯の被保険者が65歳未満の世帯は普通徴収となります。

2項になります。4月2日から8月1日までに国民健康保険の納税義務者が特別徴収対象被保険者となっておりますから、年金受給者となった場合には、保険税を特別徴収の方法で徴収することができるとなっております。

第15条の特別徴収義務者の指定等であります。国保税の特別徴収義務者は、年金等給付の支払いする期間、支払いする者となっております。社会保険庁あるいは共済組合となります。これらを年金保険者と言います。

第16条の特別徴収税額の納入の義務等であります。年金保険者は徴収した保険税を翌月の10日まで納入しなければならないことになっております。

第17条であります。被保険者資格喪失等の場合の数値等であります。年金保険者が町から年金受給者が被保険者の資格を喪失した通知を受けた日以降からは、年金から保険料を徴収しないことになっております。

第18条であります。既に特別徴収対象被保険者であったものに係る仮徴収であります。これは、前年の10月1日から翌年の3月31日まで、保険税を徴収されていた被保険者については、当該年度の9月30日までの間は特別徴収の仮徴収となります。10月以降は、本算定によります特別徴収となります。

次のページ16ページです。2項ですけれども、6月1日から9月30日まで特別徴収が適当でない特別な事情がある場合は、仮徴収の額を変更して特別徴収の仮徴収をするとなっております。

第19条であります。新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収であります。これは、21年度以後の国民健康保険税について適用されます。1項、2項、3項とありますけれども、1項では前年の8月2日から10月1日まで、2項は次のページになりますけれども、前年の10月2日から12月1日まで、3項では前年の12月2日から翌年の2月1日まで、年金受給者となった場合は、9月30日までの間に保険税を仮徴収することになっております。これも10月以降は、本算定によります徴収となります。

第20条であります。普通徴収税額の税額への繰り入れです。年金受給者が年金給付を受けなくなって特別徴収ができなくなった場合は、普通徴収によって徴収することになります。

2項です。次のページにかけてですけれども、納入された特別徴収対象保険税額を超えた場合、普通徴収に未納がある場合は、普通徴収の未納金に充当することができることになっております。

それで、今回の徴収方法ですけれども、20年度は制度の創設時のために、7月から9月までの間は普通徴収、納付書で3期納めていただきまして、10月から翌年の2月までの3期は年金受給月に年金から本徴収することになります。21年度以降は、前年度の保険税をもとに4月から8月までの3期は年金からの仮徴収をしまして、10月以降3期につきましては本算定によって保険税を徴収することになります。

次に、議案に戻っていただきます。49ページになります。真ん中辺よりちょっと下になるかと思えますけれども、施行期日があります。この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則の第4項、次のページの第5項の規定は、公布の日から施行することとなっております。以上であります。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第18、議案第18号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） 議案第18号についてご説明いたします。

平成18年の健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されますが、それに伴い一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。議案資料集の27ページをごらん願います。

第4条第2項でございますけれども、従来からの規定でございまして、出産育児一時金について他の医療保険との併給調整、重ねて給付されることに対する調整ですけれども、併給調整を定めているもので、出産育児一時金が高齢者の医療保険から支給される場合は、国保からは支給しないとするものでございます。

第2項の一部改正部分については、第5条第2項も同じ取り扱いをすることを定めたもので、第5条第2項の追加に合わせ改正されたものです。

第5条は、葬祭費について定めた条文でございますが、追加された第2項で葬祭費についても

出産育児一時金と同様、他の医療保険の給付対象となっている場合は国保から給付しないとする規定を追加したものでございます。

それから第6条でございますが、国民健康保険が行う保健事業について定めたもので、第1項の中で特定健康診査等とございますが、これは平成20年度から医療保険者に実施が義務づけられました特定健康診査及び特定保健指導のことを指しております。また、保健事業として定めている9号までの部分については、4号から8号までを一つの号にまとめ、条文を整理しております。その他についても、条文の整理でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第19、議案第19号 美郷町国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ご説明いたします。

美郷町国民健康保険出産育児一時金受取代理支給要綱が、平成18年10月13日に施行されたことに伴いまして、美郷町の国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止したく提案するものでございます。

この出産育児一時金につきましては、18年10月に35万円に引き上げた際に申請によって受取代理制もできるよう定めたものですが、一時的な負担の軽減を図っております。これによりまして、医療機関への出産に要した費用の支払いは35万円を超えた分だけ窓口で支払うことになり、貸付基金の必要性がなくなっておりましたけれども、想定外の事態に備えまして今まで条例を残してきたところです。18年10月以降現在まで、30件の出産育児一時金を給付しておりますが、貸し付けを必要とするような事例はなかったことによりまして、20年3月31日をもって貸付基金条例を廃止するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、議案第20号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） 議案第20号についてご説明いたします。

後期高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、保険料の付加については広域連合が、また保険料の徴収に関しては市町村が条例で定めることとされていることから、法の規定によりまして主に徴収に関する事項について定めるため提案するものでございます。

条文についてご説明いたします。別紙の方をごらん願います。

第1条・第2条は、美郷町が行う事務について定めております。給付など基本的な事務については広域連合が行うこととなりますが、被保険者の便益の増進に寄与する事務については市町村事務となっていて、被保険者の資格の取得や喪失の届出の受け付けなど法令で細かく定められています。そのほかに条例により市町村が行う事務として葬祭費の申請の受け付けのほか、保険料の通知書の引き渡しなど保険料の徴収に関する事務を定めております。

第3条からは保険料の徴収に関することで、第3条は保険料徴収の対象者として第1号に定める被保険者のほか、施設などに住所を移して生活している方も入所前の住所地の市町村の徴収対象となることを定めております。

それから第4条でございますが、普通徴収の納期について定めたもので、これについては県内同じ取り扱いとなっております。7月から2月までの8期になっています。

次のページをお願いいたします。第4条の2項・3項も、県内共通の条文の取り扱いとなっております。

それから、第5条・第6条ですが、督促手数料と延滞金に関する規定でございまして、町税条例と同様の取り扱いとしております。

第7条から第9条までは罰則規定で、正当な理由なく法で定められた調査に従わなかったり、虚偽の答弁をしたときは法律の規定を参考に10万円以下の過料、不正に徴収金を免れたときはその5倍の過料を課することを定めたものでございます。

次のページ附則でございまして、第1条は条例の施行日でございます。第2条は、平成20年度

限りの措置として被扶養者であった被保険者の保険料が半年間凍結されることに伴う特例として、徴収の開始時期を10月としたものでございます。また、第3条は延滞金の利率の特例を定めたものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第20号の説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第21、議案第21号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） ご説明いたします。

美郷町肉用牛導入基金条例の一部を別紙のとおり改正するもので、国の制度改正によりまして国が出資した基金を、平成18年度から5年間かけて返還するため今年度国に返還する額を減額した額とするため、今回の改正を提案するものでございます。

改正内容は、第2条第1項中の基金の額968万円を879万円に改めるもので、条例は公布の日から施行されます。

なお、改正後の基金造成額の内訳は、国が78万5,000円、県が304万4,000円、町が496万1,000円で、現在19頭が貸し出しされております。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第21号の説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第22、議案第22号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

雁の里山本公園の施設利用料金の見直しに伴いまして、条例の一部改正を提案するものでございます。

次のページ、64ページをお願いいたします。

この表なんです、グラススキー、スキー靴、ストック、プロテクター、これは夏場のグラススキーの貸出料金でございます。現在グラススキーの利用者が極端に少ないということと、それから今後一般の利用客がふえることが想定できない、それから貸し出ししている道具も老朽化しているということによりまして、今回廃止するものでございます。この欄に新たに、65ページをお願いいたします。簡易リフトの欄を新設してございます。これにつきましては、これまで無料でございました簡易リフトの使用料につきまして、利用者から維持管理費の一部負担をお願いしたいと考えてございます。これにつきましては、1日券、シーズン券を新設中でございます。なお、町内の小中学生の利用料につきましては、今後教育委員会と協議調整しながら減免措置を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、下の欄でございます。下から3段目、パークゴルフ場の回数券（12回）というのを新設してございます。これにつきましては、パークゴルフ場の利用促進といたしまして回数券を発行し、住民の利便を高めたいことから新設するものでございます。

この条例は4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第22号の説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第23、議案第23号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第23号につきましてご説明申し上げます。

千畑温泉宿泊棟の利用料金ですが、平成5年開業時の自炊宿泊を基本とした料金となっております。今後のサービス向上、それから温泉経営を確立するためには、この料金の見直しが必要となってきております。今回、宿泊料金の上限額を改正したく、提案するものでございます。

次のページ、68ページをお願いいたします。現在大人3,150円、子ども1,890円でございます

が、これを大人6,000円、子ども3,500円に改めまして、4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第23号の説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第24、議案第24号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第24号につきましてご説明申し上げます。

六郷温泉宿泊施設コテージの利用料金ですが、ほかの温泉施設に比較しまして著しく低くなっております。また、老朽化した外壁、内壁、それからクロスの修繕等に対応できない現状にありますことから、適切な利用料金を設定しまして、快適な施設環境づくりに努めたいと考えてございます。今回利用料金の上限額を改正することを提案するものでございます。

次のページ、70ページをお願いいたします。料金につきましては、休憩が1回4,000円のを5,600円に、宿泊料ですが5,000円を7,000円に改正したいと考えてございます。新旧比較表は、議案資料集29ページに載せてございますので、ご参照願いたいと思います。

この条例は、4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第24号の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第25、議案第25号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第25号につきましてご説明申し上げます。

千畑大台野広場のグラウンドゴルフ・パーク・マレットゴルフ場の利用促進といたしまして回数券を発行し、住民の利便を図りたいため、今回条例改正を提案するものであります。

次のページ、72ページをお願いいたします。グラウンドゴルフ場及びパーク・マレットゴルフ場の欄の2段目でございます。回数券（12回）の部分に、大人・小中学生の金額を追加してございます。この新旧比較表につきましては、議案資料集31ページをご参照願いたいと思います。

この条例は、4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第25号の説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第26、議案第26号 美郷町町営住宅条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

町営住宅におきましては、駐車場または駐車スペースのある場合におきまして、利用者の方々より使用料金をご負担いただきたく、所要の規定を改訂いたしたく提案するものでございます。

74ページ、別紙をお願いいたします。町営住宅条例中の第50条第1項について、「駐車場の使用料の額は別表第2のとおりとする」に改め、別表1の次に別表2を加えるものでございます。

別表第2の内容でございますが、名称でございます。対象となる住宅はあかつき・塚・塚Ⅱ・熊野、熊野住宅には作山住宅も含まれております。上鍮田・小安門・後三年駅前・野荒町・後三年中央住宅とし、1台1カ月当たり500円とするものでございます。

なお、条例の施行は6月1日とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第26号の説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第27、議案第27号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) ご説明申し上げます。

美郷町消防団第7分団コミュニティ消防センターが設置されましたことによりまして、所要の規定を改正いたしたく提案するものでございます。

76ページをお願いいたします。別紙でございます。美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表中の「美郷町消防団第5分団コミュニティ消防センター」の後に、「美郷町消防団7分団コミュニティ消防センター、美郷町六郷字琴平西28番地1」を加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第27号の説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第28、議案第28号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長(泉谷隆雄君) ご説明いたします。

美郷町青少年研修施設トレーニングセンターろくごうでございますが、当該施設は平成5年以来宿泊料金の見直しをしてございません。近隣施設と比較いたしましても、全般的に安く制定されている状況でございます。また、今般の灯油価格の高騰、経営改善の課題等もございまして、別紙のとおり別表の宿泊料金に平成20年4月1日より改正したく提案するものでございます。以上よろしくをお願いいたします。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第28号の説明が終わりました。

これにて、昼食のため午後1時まで休憩します。

(午後0時02分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時 0 0 分）

◎議案第 29 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第29、議案第29号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

これまでの簡易水道事業に要しました事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、提案するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

◎議案第 30 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第30、議案第30号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

これまでの下水道事業に要しました事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、提案するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第30号の説明が終わりました。

◎議案第 31 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第31、議案第31号 美郷町農業集落排水事業特別会計への

繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) ご説明いたします。

これまでの農業集落排水事業に要しました事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、提案するものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第31号の説明が終わりました。

◎議案第32号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第32、議案第32号 美郷町一般会計補正予算第9号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長から、順次説明願います。

○総務課長(深澤 廣君) それでは、内容のご説明をいたします。94ページをお願いいたします。

継続費の補正についてご説明いたします。10款3項中学校費の六郷中学校校舎大規模改造事業ですが、この事業は3カ年の継続事業となっております。19年度分の事業費がほぼ確定したことにより、306万7,000円の減額をするものでございます。

次の地方債補正でございますが、全体で1億2,300万円の減額となります。内容については、歳入の20款町債でご説明いたします。

98ページをお願いいたします。最初に、歳入をご説明いたします。

9款1項1目1節は普通交付税の補正でございます。普通交付税は、総額で51億4,678万7,000円交付されてございます。特別交付税については、まだ額が確定されておりません。

○議長(伊藤福章君) 幼児教育課長。

○幼児教育課長(齋藤克也君) 続きまして、11款1項1目民生費負担金の保育料負担金でございますが、これにつきましては他市からの保育所への受入児童数の増によるものでございます。

- 議長（伊藤福章君） 農政課長。
- 農政課長（照井智則君） 12款1項4目1節農林水産業使用料は、実績により減額するものでございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（泉谷隆雄君） 7目教育使用料でございます。2節は社会教育施設、3節は社会体育施設、それぞれ使用実績及び見込みにより補正をお願いするものでございます。
- 議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。
- 幼児教育課長（齋藤克也君） 続きまして、99ページの国庫負担金でございますが、児童措置費負担金でございますが、これは他市の民立保育所への町からの受入費用に係る国庫負担金の増額分でございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。
- 幼児教育課長（齋藤克也君） 続きまして、国庫補助金の1目民生費国庫補助金でございますが、児童育成事業推進等対策事業費補助金でございますが、これは国庫補助の決定に伴う減額でございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 農政課長。
- 農政課長（照井智則君） 12款2項3目1節農業振興費補助金は、事業費の確定により減額するものでございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（小林宏和君） 4目につきましては、六郷中央地区の工事が完了に伴って減額するものであります。
- 議長（伊藤福章君） 建設課長。
- 建設課長（鈴木 隆君） 5目1節でございますが、これは地方道路整備臨時交付金の額の決定による減額でございます。
- 2節でございますが、除雪機械の導入実績によります減額でございます。
- 4節でございますが、19年度事業完了に伴う減額でございます。
- 議長（伊藤福章君） 学務課長。
- 学務課長（高橋 薫君） 2節中学校費補助金ですが、六郷中学校の大規模改修及び千畑中学校のグラウンド改修事業の工事の確定によるものでございます。
- 議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 3項1目の1節でございます。こちらにつきましては、交付が確定したことによる減額でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 続きまして、14款1項の児童措置費負担金県費でございますが、先ほどお話ししました国費の県負担分でございます。

○議長（伊藤福章君） 国体室長。

○国体室長（澁谷陽嗣君） 2項1目1節国体に関する二つの補助金の減額につきましては、補助額の確定によるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 2節企画費でございますが、一つ目の市町村土地取引届出事務補助金は、この事務が県より移譲されたことによる組みかえによる減でございます。

二つ目の生活バス路線維持費補助金ですが、生活バス路線6路線の補助金決定による追加の補正でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 2目3節の産休代替職員補助金でございますが、これはこの補助金の対象となる職員が出たために増額するものでございます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） 社会福祉費補助金でございますけれども、町が実施した福祉灯油購入助成事業に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 4目2節農業振興費補助金でございますけれども、あなたと地域の農業夢プラン応援事業、これは事業費の確定によるものでございます。

次に、農業経営基盤強化資金利子でございますけれども、これは納期内納入に5人の方がおくれたために減額するものでございます。

次に、地域内農業者研修、これは女性の方が1名研修を取りやめたために減額するものでございます。

それから、3節農村整備費補助金、5節林業費補助金は、事業費の確定により減額するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

- 企画課長（小原正彦君） 3項1目1節国土利用計画関係事務委託金でございますが、こちらは土地届出等の事務が移譲されたことによりまして、追加になった委託金でございます。
- 議長（伊藤福章君） 税務課長。
- 税務課長（藤原茂夫君） 2節の税務総務費委託金であります。これは委託金の額が確定したため減額補正するものであります。
- 議長（伊藤福章君） 企画課長。
- 企画課長（小原正彦君） 4節統計調査委託金でございますが、こちらは交付決定による減額でございます。
- 議長（伊藤福章君） 農政課長。
- 農政課長（照井智則君） 4目1節農業総務費委託金、及び2節農業振興費委託金は、委託額の確定により補正するものでございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 企画課長。
- 企画課長（小原正彦君） 3節都市計画総務費委託金でございますが、こちらは先ほどの土地届出事務が移譲されたことによる、組みかえによる委託金の増でございます。
- 議長（伊藤福章君） 総務課長。
- 総務課長（深澤 廣君） 15款1項2目1節ですが、これはそれぞれの基金の預金利子でございます。
- 議長（伊藤福章君） 農政課長。
- 農政課長（照井智則君） 101ページでございます。17款2項2目1節特別導入事業基金繰入金は、事業費の確定により補正するものでございます。なお、先ほどご説明申し上げましたけれども、国への返還分の金額でございます。以上です。
- 議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。
- 福祉保健課長（辻 一志君） 出産費貸付基金の繰り入れでございますけれども、先ほどの条例で説明しましたとおり、廃止に伴い一般会計に繰り入れるものでございます。
- 議長（伊藤福章君） 総務課長。
- 総務課長（深澤 廣君） 102ページ、お願いいたします。
- 19款2項1目1節は、歳計現金に対する預金利子でございます。
- 議長（伊藤福章君） 学務課長。
- 学務課長（高橋 薫君） 雑入の給食事業収入でございますけれども、これは行事等による給食

提供日数が減によるものでございます。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 同じく1節の中に、保育園それから幼稚園等に係ります職員の給食代の減が含まれてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） サービス課長。

○総合サービス課長（山内英世君） 1節の雑入でございますが、電気料の受入金でございますけれども、これにつきましては千畑土地改良区の事務室の移動に伴う減額でございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 同じく、四つ目の秋田県市町村振興協会交付金でございますが、これは宝くじを原資とした交付金で、追加交付分でございます。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 同じく放課後児童クラブ、延長保育、一時保育の保護者負担金ですが、これは年度途中の利用者の退所等による減額分でございます。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 同じく緑の募金受入金でございますけれども、これにつきましては事業費の額が確定したために、減額するものでございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 20款1項の町債についてご説明いたします。

いずれも、事業の完了等により額が確定してございます。町債の使途でございますが、2目1節の農村整備事業債はほ場整備4カ所分となります。

その下の畜産環境整備事業債は、堆肥センターの建設。

その下の商工振興事業費ですが、これは町なみ環境整備事業。

その下の観光施設整備事業債ですが、これは温泉の掘削、ユートピアの掘削工事に要した経費です。

次の町道新設改良事業債ですが、これは道路改良、それからロータリー除雪機械の購入費でございます。

次の特定地区公園整備事業債ですが、これはカントリーパークの整備事業でございます。

その下の消防施設整備事業債ですが、広域の負担金で西分署の建設費、それから第7分団のコミュニティ消防センターの建設費でございます。

次の教育施設整備事業債ですが、これは六中の大規模改修、それから千畑中学校のグラウンド改修、それから北給食センターの給食運搬車の購入費でございます。

最後の教育助成事業ですが、これは奨学資金の貸付金利となります。

これらの起債を目的ごとにまとめたものが、先ほどの95ページの第3表地方債補正となっております。

次のページをお願いいたします。続きまして、歳出をご説明いたします。

2款1項1目3節の職員手当等でございますが、これは今月末に退職を予定してございます12名分の特別負担金でございます。

その下の4節共済組合負担金でございますが、これは追加費用分の不足によるものです。追加というのは、足りなくて追加するという意味の追加でございます。この追加費用というのは、共済組合発足前の旧恩給等の財源を市町村で負担することになりますが、その費用のことを言います。この恩給分に必要な額は年々減っているため、追加費用の割合も毎年引き下げられておりますが、平成19年度も例年並みの引下率になると見込んでおりましたが、確定した率は見込みより下がらなかったことによりまして、不足が生じてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 出納室長。

○出納室長（深澤章一君） 4目の会計管理費でございますけれども、これは口座振り替えデータ電送システムの利用手数料です。これに不足が生じた関係で、増額するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） サービス課長。

○総合サービス課長（山内英世君） 5目の財産管理費ですが、この11節燃料費でございますけれども、これは3庁舎分の燃料費の高騰による追加補正でございます。それから、修繕料につきましては、千畑庁舎の暖房施設の故障による整備の修繕料でございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 続きまして、17節の土地購入費でございますが、これは旧六郷町の上 鐘田・旭町における用地取得や、土地造成事業の償還金でございます。24年度で償還は終了しますが、県の指導等もありまして、繰上償還するものでございます。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 6目企画費37万7,000円の補正でございます。事業完了による減額のほか、仙南ふるさと会の19年度総会が年度調整をするために、2月から5月に変更になったことに

よる補助金、旅費等の減額。それから定住関係の事業としてふるさと回帰フェアでの物販を計画しておりましたが、国体と重なったため参加できなかったことによる、旅費等の減額。

それから、19節国際交流事業補助金として台湾瑞穂郷との交流費50万円を計上しておりましたが、台湾の台風被害により来町できなかったことによる減額でございます。また19節では、生活バス路線として6路線の補助決定により、130万7,000円を追加計上してございます。補助金の総額は、1,915万円でございます。

それから、新たに地域交流の促進と公共交通空白地域解消のために4月から実施する、予約制いわゆるデマンド型の乗合タクシーの運行準備費として、乗降所拠点ののぼり旗、乗合タクシー表示のマグネット、登録票、利用ガイドなどの経費として運行の実施主体であります美郷町地域公共交通活性化再生協議会の負担金として31万5,000円の計上をしております。

なお、1月15日、21日の議員協議会において、議員の皆様にお示ししました美郷町地域公共交通計画についてでございますが、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律によりまして、総合事業を活用しましてこの事業の取り組みをしたいと考えてございます。この法律では、連携計画を策定することというふうになってございますが、さきの議員協議会でお示した交通計画を名称の方を連携計画にするということで、国・運輸局より指導をいただいておりますので、さきにお示ししました公共交通計画を連携計画にするということでご理解、ご了承をお願いしたいと思います。また、道路総合事業ではこの事業を実施するに当たりまして、法律に基づく協議会を設置することになってございます。町長あいさつにもありましたように、2月の27日に法定の協議会として美郷町地域公共交通活性化再生協議会を設立し、この事業を実施する予定でございます。

また、議員協議会においても議員の皆様方をお願いしてございましたから、4月からの運行の実施を目指して現在その準備をしているところでございますが、この事業は平成20年度事業ということで、その予算については今定例会において予算審議をされ、議決後にその内容を住民の方々にお知らせして利用登録の募集というのが本来の姿であると思いますが、住民の皆さん方よりできるだけ早い時期での利用等々の要望がございました。町としましては、4月からの運行開始、事業実施をしたいと考えてございます。平成20年度予算議決前ではございますが、3月14日付の広報みさとお知らせ版により本事業の内容について住民の方々に周知と利用登録のお知らせをしたいと考えてございます。予算議決前の広報での周知ということでございますが、4月からの速やかな事業実施のための措置でありますので、議員の皆様方のご理解とご了解をお願いしたい

と思います。

次に、7目の電子計算費であります。11節につきましては、需用費機構改革による配線LAN等の関係の消耗品の追加でございます。13節委託料は、制度改正等による電算システムの改修が予定より少なかったことによる保守委託料の精算による減額でございます。

18節備品購入費は、パソコン購入の請負差額による減額でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 9目でございます。9目の11節光熱水費でございますけれども、行政区等からの防犯灯・街路灯の移管、それから新設の防犯灯・街路灯が約75基ほどふえてございます。これらによりまして、光熱費に不足が見込まれるために補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 済みません、諸費でございます。こちらにつきましては、自衛隊の事務取扱交付金が確定しましたことによりまして、財源の組みかえをお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 11目の国体準備費でございますが、これは人件費ですので、省略させていただきます。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） 2項2目の賦課徴収費であります。これは、先ほどの歳入減によります財源の組みかえでございます。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 5項2目の指定統計費でございますが、こちらは工業統計・商業統計・就業構造基本調査の実績による減でございます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは次に、社会福祉費でございます。社会福祉総務費につきましては、灯油の県補助金を予算化したことによります財源の組みかえでございます。

3目高齢者福祉費で、負担金及び補助金でございますが、広域の介護保険への負担金の変更でございます。主に給付費の減額によるものでございます。

4目医療給付費ですが、人件費は職員異動に伴うものでございます。12節役務費ですが、通信

運搬費は後期高齢者医療の保険証の発行に伴いまして郵送料を予算化したものでございます。それから13節委託料ですが、電算処理委託料の減額は後期高齢者医療システムの請負差額によるものでございます。あとは実績によります。それから19節秋田県の後期高齢者医療広域連合市町村負担金でございますが、市町村共通経費の確定による負担金の確定でございます。それから扶助費ですが、福祉医療費につきましては1月診療分、これが3月支払いになりますけれども、それに不足をきたす見込みがあるために補正をお願いするものでございます。それから繰出金でございますけれども、老人保健特別会計繰出金です。これにつきまして、老人保健の方で国庫負担金が不足する見込みがありますので、基金を繰り入れて支払いに充てることにしておりますが、その基金の支払い利子を繰り出すものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 107ページでございます。2項児童福祉費の4目児童福祉施設費の7節賃金ですが、これは事業の精査による減でございます。11節、13節の委託料、それから5目の子育て支援費の同じく11節、それと20節扶助費につきましては、対象となる児童の増加に伴います増額でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 4款2項1目でございます。13節の委託料につきましては、ごみ有料袋の作成委託料の実績による減額でございます。それから19節につきましては、大仙美郷環境事業組合の負担金でございますけれども、最終処分場の受差による減額になってございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 108ページをお願いいたします。3項1目28節でございますが、職員の異動に伴い簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

○議長（伊藤福章君） 総合サービス課長。

○総合サービス課長（山内英世君） 6款1項3目の農業振興費でございますが、7節それから11節でございますけれども、これはふれあいセンターの管理費でございます。7節の賃金はこれにつきましては精査による減額でございます。また、11節の燃料費でございますけれども、これも燃料費の高騰による補正でございます。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 同じく6款1項3目8節の報償費でございます。これは、アクション

サポート事業の税理士の派遣事業の精査によるものでございます。

続きまして、12節役務費でございますけれども、まごころハウス浄化槽の申請手数料の精査によるものでございます。

続きまして19節負担金は、東北道の駅負担金の精査によるものでございます。次に補助金につきましては、無人ヘリオペレーター免許取得助成1名分10万円の減と、地域内農業者研修助成1名がとりやめたため、90万円を減額するものでございます。次に、ブランド品目作付支援事業・夢プラン応援事業・美郷米こだわり米元気事業につきましては、事業の精査によりまして補正をお願いするものでございます。ブランド品目の作付助成につきましては、アスパラ・花卉・施設栽培の面積を増加したために増額するものでございます。それから農業経営基盤資金の利子助成補助金でございますけれども、スーパーLの資金返済で5名の方が期限内納期がおくれたために減額するものでございます。

次に24節でございます。農業経営基盤強化資金の繰出金につきましては、事業の精査により補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目畜産業費でございます。11節は、アクティーセンターの電磁弁の修繕に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

16節原材料は、アクティーセンターのポリテツと水分調整材の購入量の精査により減額をお願いするものでございます。18節備品購入費は、当初予定しておりました堆肥センターのパレット及びフレコンバックの購入を、堆肥センターの建設事業と同じく秋田県農業公社に依頼するため減額するものでございます。

19節優良和牛飼育奨励事業補助金は、当初より9頭ふえたため補正をお願いするものでございます。畜産環境総合整備統合事業負担金は、堆肥センター建設に伴う車両導入経費及びパレット、フレコンバック購入のための事業費の負担金です。

23節返還金は、美郷町肉用牛導入基金の国の交付額を県に返還するために補正をお願いするものでございます。

28節繰出金は、特別導入事業基金の利子の繰入額でございます。

それから5目農村整備費でございます。19節仙北平野土地改良事業経費の負担金、これは事業の精査によるものでございます。それから新農業水利システム保全事業地元負担補助金、これにつきましては3地区の事業精査により減額するものでございます。創設換地清算金につきましては、換地単価が当初の90万円の額から50万円に引き下がったために減額するものでございます。

担い手基盤整備事業負担金、これは事業費の精査により補正するものでございます。農地水環境保全向上対策事業につきましては、11地区の共同活動対象面積の減と2地区の営農活動面積の減により減額するものでございます。

続きまして、6款2項1目19節の緑の募金協力団体助成金及び緑の募金緑化推進委員会納付金、これは事業費の額の確定により減額するものでございます。それから、仙北地方特用林産物生産者団体連合負担金、事業費の額の確定により減額するものでございます。森林整備地域活動支援交付金でございますけれども、事業費の補助単価が2分の1に減額されたため減額するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 7款1項2目の商工振興費でございます。19節でございますが、中小企業につきましては融資補償実績額が確定したものであります。その下の企業誘致奨励金につきましては、誘致企業の固定資産税が確定し、それぞれ予算に不足が生じたので補正をお願いするものであります。

続きまして3目観光費、これにつきましては六郷中央地区町なみ環境整備事業の完了精査に伴う減額補正であります。

110ページをお願いいたします。この六郷中央地区の10号施設工事請負でございますが、これは本堂町地内回遊ルート工事の完了に伴う減額であります。19節につきましては、ハザード整備を実施した7件の補助実績に伴う減額となっております。

続きまして、4目温泉施設費であります。11節の光熱水費につきましては、千畑温泉の温水プール並びに温泉の水道使用料に不足が生じまして補正をお願いするものであります。修繕費につきましては、消防法に基づきまして誘導灯パネルの交換が必要になり、補正するものであります。それから15節機械器具設備工事につきましては、水道メーター4基を千畑温泉に設置しまして、水管理を徹底したく計上するものであります。それから15節のさく井工事につきましては、この工事につきましては昨年1月から来年1月までの継続工事ではありますが、今年度は出来高に応じた予算としたく減額するものであります。それから19節、これはユートピア温泉の社会福祉協議会からの派遣職員の人件費が確定したために減額するものであります。以上であります。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 8款2項2目でございます。これは、当初2台の除雪機械の更新を計画しておりましたけれども、1台のみの補助決定となりまして導入実績に基づく減額でござい

す。

3目でございますが、各節とも19年度実施の道路交付金事業完了に伴い減額するものでございます。

○議長（伊藤福章君） 企画課長。

○企画課長（小原正彦君） 4項1目でございますが、1節、11節ともに都市計画審議会の開催の案件がなかったことによる減額でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 2目の都市公園費でございますが、これは千畑カントリーパークの工事精査による財源の組みかえでございます。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 5項1目28節の繰出金でございますが、下水道事業の受益者負担金・使用料などの増収、施設管理費などの確定に伴い、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

6項2目13節及び15節でございますが、塚Ⅱ地区町営住宅の19年度事業完成に伴います減額でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 9款1項1目でございます。こちらは西分署の建設に伴う構成市町の負担金の補正をお願いするものでございます。

それから、3目の消防施設費でございます。設計委託料・建築一式工事、こちらにつきましては実績による減額でございます。

次のページをお願いいたします。19節につきましては、六郷地区東部簡易水道事業に伴う消火栓の1基追加分をお願いするものでございます。

それから、4目の水防費でございます。15節の工事請負費でございますけれども、こちらにつきましても実績による減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 10款でございます。教育委員会費用弁償の増は、教育委員会の開催回数によるものでございます。そのほかにつきましては、精査による減でございます。

2の事務局費でございますけれども、19の負担金補助金の交付金でございます。角館高等学校の振興会補助金は今年度は支出してございませんので、その分を減額してございます。

3目教育助成費の賃金ですが、生活支援の教諭免許資格者と無資格者の差額による減額でございます。20節の扶助費及び21節の貸付金につきましては、準要保護申請者及び奨学資金の借入者の確定によるものでございます。

次に、外国成年招致費でございますが、これは事業の精査による減でございます。

2小学校費でございます。小学校の学校管理費の15節工事請負費及び備品購入費ですが、これは金沢小学校に来年度より特別支援学級が新設されますので、それに伴う教室の転用への改修費、教材備品購入費でございます。そのほかの減は、精査及び受差によるものでございます。

次に、2目の教育振興費ですが、14節の減額は千畑南小学校のコンピューター借り上げ期間、これを5年間ということで終了しておりましたが、1年延長しましてさらに6年ということで、その延長期間は借り上げ料は発生しないためによる、その減額でございます。

次のページで、114ページでございます。中学校管理費の8節報償費ですが、仙南中学校に県より学校カウンセラーが配置されたために、心の教室の相談員の事業を廃止したことによる減額でございます。また、委託料の樹木剪定作業委託の増額は、六郷中学校の敷地内の杉の木の剪定でございます。そのほかにつきましては、事業完了によります精査及び請負差額によるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（齋藤克也君） 4項幼稚園費でございますが、7節の賃金につきましては長期休みなどで園の職員がかわりにバスに添乗するなど、事業の精査による減額でございます。11節需用費、13節委託料につきましては、精算による不足額の増額でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 5項1目でございますが、社会教育事業におきまして完了したものがございますので、それらの減額補正でございます。

3目でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業等の精算及び見込みによる補正でございます。

4目でございますが、11節は社会教育施設におきまして、燃料費が不足するためでございます。15節でございますが、いずれもオムツがえベビーシートの設置工事でございます。3地区の各図書室、公民館に設置いたしまして、4月当初から各施設の利便性を高め、利用者の拡大を図りたいということで、今回補正をお願いするものでございます。

6項2目でございますが、こちらは社会体育施設の環境整備事業完了に伴う減額補正でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 学校給食費の需用費の減額ですけれども、行事等によりまして給食の提供日数が減によって、それによる減額でございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 12款1項1目23節の繰上償還元金でございますが、これは国の特例措置により利率が5%を超える借入れについては、補償金なしの繰上償還が19年度から21年度までの3年間認められております。今回の計上は、19年度分の償還額となります。

次のページをお願いいたします。13款2項1目25節の積立金ですが、これは財政調整積立金でございます。

それから最後になりましたが、予備費は69万5,000円増額いたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明漏れありませんか。これで、議案第32号の説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第33、議案第33号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） それでは、国保特別会計の補正予算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。129ページ、お願いいたします。県補助金でございますけれども、これは特別調整交付金で、後の方の歳出で改めてご説明したいと思います。

130ページ、お願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、通信運搬費は65歳から74歳までの方が前期高齢者ということで新しい区分が生まれますけれども、その方々に対する新しく保険証を交付するための郵送料でございます。それから、その下手数料でございますけれども、県と市町村を結ぶ国保のコンピューターのネットワークシステムについて事業者到手数料を支払うもので、この金額の全額については前の特別調整交付金の対象事業ということになっております。

続きまして、保険給付費でございます。療養諸費ですが、療養費の方に不足が生ずる見込みであるため、50万円ずつ予算を組みかえてございます。

それから保健事業費でございますけれども、電算保守委託料につきましては医療制度改革に伴って国保の調整交付金のシステムなどの改修作業、それから特定検診データの管理に伴うシステムの導入経費が委託料として予算をお願いするものでございます。

その下、備品購入費ですが、それに伴いましてパソコンやプリンターを購入するもので、13節、18節ともに特別調整交付金の対象事業となっております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第33号の説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第34、議案第34号 平成19年度美郷町老人保健特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ご説明いたします。

137ページ、お願いいたします。歳入でございますけれども、先ほど一般会計でご説明したとおり、老人保健特別会計に対する繰出金をここで受けているものでございます。

次のページ、138ページをお願いいたします。利子でございますけれども、繰替運用利子でございますが、老人保健特別会計における国庫負担金につきまして、収入見込み額が予算を下回る見込みであるために、基金を繰替運用して医療費の支払いに充てる必要が生じたことによります。そのため、基金運用の利子をここに計上しております。なお、国の負担金は12分の4の定率負担になっておりまして、不足分が生じた場合には翌年度精算されるということになっております。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第34号の説明が終わりました。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第35、議案第35号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) ご説明いたします。

146ページ、歳入をお願いいたします。1款1項1目1節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道事業の消火栓設置実績に基づく町負担分の増額と、加入分担金の実績による減額でございます。

2款1項1目1節でございますが、水道使用料の実績によります増額でございます。2節は滞納繰越分の納入実績による増額でございますして、181件分でございます。

5款1項1目1節は、職員異動に伴い一般会計からの繰入金でございます。

8款1項1目2節でございますが、事業債の元金借りかえに伴う増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。1款1項1目でございますが、これは人事異動に伴います人件費の増額と、27節の中間納付の消費税を増額しております。

2項1節は財源補正でございます。

3項1目15節でございますが、六郷東部地区簡易水道事業補助金の精査と、事業推進による増額でございます。

次のページでございます。2款1項1目23節でございますが、償還元金の繰上償還による増額でございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) これで、議案第35号の説明が終わりました。

◎議案第36号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第36、議案第36号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(鈴木 隆君) ご説明いたします。

160ページをお願いいたします。1款1項1目1節の負担金でございますが、これは実績に基づく増額でございます。2節の滞納繰越分につきましても、実績によります増額で95件分でございます。

2款1項1目1節でございますが、これは実績によるもので、40戸の接続増と使用料が増となったものでございます。2節の滞納繰越分は、実績による増額でございます。6件分でございます。

2項1目1節の登録手数料でございますが、実績による増額でございます。10件の新規登録がございました。

4款1項1目の繰入金でございますが、受益者負担金使用料などの増収、施設管理費などの確定に伴い特別会計から繰入金を減額するものでございます。

7款1項1目2節でございますが、事業完了及び精査によります減額でございます。5節でございますが、事業債の元金の借りかえに伴う増額補正でございます。

162ページをお願いいたします。歳出でございます。1款2項1目13節及び19節でございますが、精査によります減額でございます。

1款3項1目13節及び19節でございますが、これも事業確定に伴う減額でございます。

2款1項1目23節でございますが、償還元金の繰上償還によります増額でございます。

2目23節につきましては、償還利子の増額でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第36号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第37、議案第37号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

172ページをお願いいたします。歳入でございます。2款1項1目1節の使用料でございますが、これは実績に基づく減額でございます。2節の滞納繰越分は実績による増額で、53件分でございます。

6款3項1目2節でございますが、県道角館六郷線の歩道設置工事に伴いまして、補償工事の実績に基づき県からの補助金が減額になったものでございます。

7款1項1目3節でございますが、事業債の元金借りかえに伴う増額補正でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目23節でございますが、消費税の中間納付によります増額でございます。

1款2項1目11節、13節、15節でございますが、いずれも事業実績、精査によります減額でございます。

2款1項1目23節でございますが、償還元金の繰上償還による増額でございます。

2目23節では、償還利子の増額でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これで、議案第37号の説明が終わりました。

以上で、議案上程並びに内容の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後1時58分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時59分）

○議長（伊藤福章君） ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後2時00分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時01分）

◎発議第1号の上程、採決

○議長（伊藤福章君） 追加日程第1、発議第1号 道路特定財源の確保とそのため の暫定税率の維持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議案、並びに意見書を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) ただいまの発議は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第1号について採決します。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長(伊藤福章君) 追加日程第2、発議第2号 一級河川の権限移譲に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議案、並びに意見書を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(伊藤福章君) ただいまの発議は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第2号について採決します。

お諮りします。発議第2号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。
明日午前10時本会議を再開します。
ご苦労さまでした。

(午後 2 時 0 8 分)